

News Paper

原水爆禁止世界大会 HIROSHIMA・NAGASAKI 78th Anniversary

核も戦争もない平和な21世紀に！

主催：被爆78周年原水爆禁止世界大会実行委員会 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内
TEL:03-5289-8224 FAX:03-5289-8223 <http://gensuikin.peace-forum.com/>

被爆78周年

長崎

8月7日(月)～9日(水) 開会行事、分科会、閉会行事、平和行進

福島

7月30日(日) 開会行事

広島

8月4日(金)～6日(日)



平和行進～開会行事、分科会、閉会行事 / 国際シンポジウム 8月5日(土), 7日(月)

あの戦争、そして被爆から78年が経ち、今年も原水爆禁止世界大会がやってまいりました。2021年に核兵器禁止条約(TPNW)が発効し、2022年には第1回条約締約国会議が開かれました。今年も、核不拡散条約(NPT)再検討準備委員会、核兵器禁止条約第2回条約締約国会議が予定されています。

世界は核廃絶にむけて大きく動き出している中、日本はアメリカの「核の傘」に固執しています。被爆地の広島で開催されたG7で発表された「広島ビジョン」には核兵器保有を前提とした「核抑止力」が打ち出されています。核兵器の廃絶を求める被爆者や私たちの運動にとって「核抑止」の考え方は、絶対に容認できません。

もくじ

私には、あなたと同じように夢がある
ガーナ国籍で日本に住むMさんと母のKさんに聞く…2
関東大震災・朝鮮人虐殺から100年……………4

私たちは決してあきらめない～
入管法改悪反対運動の今後に向けて…6
原発事故による大量の「汚染水」の処分問題……………7

日本で生まれ育ち、バスケットに打ち込んだ私には、あなたと同じように夢がある

ガーナ国籍で日本に住む Mさんと母の Kさんに聞く

Mさん、Kさん プロフィール 1992年父が来日。1993年Kさん（母）来日。2003年Mさん誕生。2009年11月埼玉県の市役所に外国人登録申請。2010年1月入国管理局から摘発、父が収容される。キリスト教会の支援の下で生活。2010年3月強制退去令発布。退去強制の事由は「不法残留」。2010年4月東京地裁に退去強制令取消訴訟を提訴、その後「仮放免」となる。2021年6月家族全員に在留特別許可。

一入管法が改悪されました。この法律や制度の問題点については引き続き移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）と連携して追求していきたいと思います。今回のインタビューでは、ガーナ出身のKさんと娘のMさんから、当事者の率直な思いを伺えればと思います。まず、お母さんに伺いたいのですが、そもそも日本に来る事情というのは。

アフリカでの生活は大変だった。日本はバブル経済で仕事いっぱいあると聞いていた。まず、パパが家を売ってお金をつくり日本に来た。1年後の1993年、私も日本に来た。時給670円で朝から晩まで働いた。とにかく生活のため。そうしないと私たちの未来はないと思った。

一埼玉県の工場で働いていて、2003年にMさんが生まれ、その後も在留期限が過ぎたまま滞在されていたわけですけど、2009年に在留特別許可を希望するんですよね。

入管（入国管理局）が怖かったから。保育園や幼稚園では隠れるようにしてたよ。バブル経済のときは人（労働力）がほしいから、入管も警察も優しくかったけど。でもちゃんと勉強させたかった。日本の文化を尊敬してたし、小学校でちゃんと教育を受けさせたかった。

ここからは私（Mさん）が説明するね。私が小学校に上がるときに、在留資格についてはしっかりしたほうがいいと思ったの。在留特別許可を得るために入管に自主出頭しようとして、友人の紹介で行政書士に相談したの。ところがその行政書士が手続きを間違えてしまった。「入管に出頭する前に外国人登録が必要」と思い込んで手続きをしたから、情報が市役所から入管に伝わり、外国人登録証を受領した翌日に、入管から摘発を受け、父が収容され、私たち3人に退去強制令が出されました。

一ちょうどMさんが小学校に入る直前に大事件があったわけですね。不安だったでしょう。

結構のんきだったから、よくわかっていなかった。



「お父さんどこ」ってお母さんに聞いても、何も言わないから。でも次の日、母と一緒に品川の入管に行ったら、ガラスの向こうにお父さんがいて。「これどういうこと」って理解できませんでした。何も悪いことをしていない父がなぜ捕まるの。私の場合は、「ガーナに帰らなければいけない」と言われても、日本で生まれ育っているから、いったいどこに帰るのって感じ。

一学生時代のMさんにとって、楽しかったこと、つらかったことは。

小学校3年のときからバスケットボールをやり始めて、もうバスケット好きで、中学生の時は県選抜にも選ばれていたんですよ。試合に出て活躍することがすごい楽しみ、喜びでした。

この時は「仮放免」で、自分の住んでいる都道府県から自由に出ることができないわけ。県外の試合、遠征に行けない。遠征に行くには、毎回入管に申請を出さないとはいけませんでした。何でこんな大変な思いしなければいけないんだろうと思ってました。

高校進学の前に、全国優勝したバスケットの強豪校の先生に呼ばれたんですよ。その先生から「在留資格はあるか」と聞かれて、「仮放免なんです」って言ったら、今回は断念してくださいって言われた。それでバスケットの道は閉ざされちゃったなと思いました。運よくほかの強豪校から推薦をもらったので、行きたい高校に行くことはできました。高校では、仮放免者は犯罪者って勘違いする先生もいたけど、「ビザがないのは犯罪者ではないですから勘違いしないでください」って説明したし、バスケット部顧問の先生、校長先生もみんな「がんばれ、がんばれ」という感じだった。

一子どもたちや生徒たちとは仲良くしていた。

それは良かった。再審情願するときに嘆願書が必要だったんですよ。

一 再審情願って？

家族が日本にいられるように、退去強制令が出ていても再度審査を請求するもので、私たちの場合、小学校に入学する2010年3月に退去強制令が出て、小・中学校在学中に7回ほど再審情願を出しました。

クラスみんなに伝えて、子どもの家族や友達の友達に広がって、再審情願のたびに嘆願書を1000人とか1500人とか書いてくれました。

(Kさん) 幼稚園の頃からスポーツクラブに入っていて、友達も多かったし、バスケットボールを始めてからも、対戦したライバル校の子どもたちとも仲良くしていた。自分からあいさつすれば仲良くなるでしょ。そういうふうに教えてきたわけ。

一 支えがあって、親しくしてくれる人たちがいる一方で、制約があるなど感じ始めるのはいつ頃からでした？

高校に入って間もなくです。16歳になったら入管に定期的に「出頭」しなくちゃいけないんですよ。指紋を取って、顔写真も撮って、そしてインタビューがあるんですよ。その時に入管の人が、「このまま大学行っても仕事できないし、どうすんの」「日本じゃ結婚もできないよ、なんだったらガーナ帰れば」って。夢はかなえたかったのだから、どうしようと悩むより、突き進もうと思う方が強かった。

一 その夢である、助産師になりたいというのはいつごろから考えるようになったのですか。

小学校の時から。お母さんが高齢出産だったからか、入院を断られ、いろんな病院を転々としてしまいましたが、小岩にある病院が「がんばりましょう」って受け入れてくれました。このような病院で働きたいと思ったことがひとつ。在留資格のない無権利状態の外国人の女性が子どもを産む権利を守りたい、そのための助産院を日本に作りたいというのが二つ目。そして、ガーナで助産院を作りたいたいという思いもあります。医療水準が低く、病院のない村もあるので、そういうところでは、普通のはさみでへその緒を切ったりして、母体や子どもに感染症が広がる問題があります。日本で学んだ技術をガーナで活かされればとも思います。

今の私は「留学ビザ」で、日本で生まれ育って「留学ビザ」はおかしいですけど、資格は取れてもその後、「就労ビザ」になるのか、まだ先が見えないですね。助産師の資格があっても「就労ビザ」がなければ働けないですからね。

こうして私が経験してきたからこそわかることも多いので、今後同じ境遇の子どもたちに出会えたら、一緒に頑張ろうって言ってあげたい。支援してくれる団体を一緒に探したり、在留資格のない子は日本語をちゃんと喋れない子も多いので、日本語を教えてあげたり、勉強も教えてあげたり、一緒に頑張り合いたい。

一 移住連のような、支援団体は結構あるんですか。

支援の仕方を間違えると、当事者を苦しめることになるから、当事者にとってどういう支援団体がいいのか見極めることが大切ですね。

電気代が払えない、ご飯が食べられない、じゃあお金、ではなくて、移住連がやってきたのは、当事者である私たちもイベントに参加し、手伝い、会議や集会にも参加する。一方通行ではなくて相互的な関係だった。まわりを見てると、支援されるばかりで当事者が動かないという例が多いようです。こうした支援は上下関係になりやすいかも。

一 日本社会の現状についてどう感じていますか

様ざまな偏見があって、多くの人がちゃんと調べないで、信じ込んじゃうでしょう。

「在留資格がない人、イコール悪い人たち」、「不法滞在。不法これ犯罪」、いまのSNSって、こんな感じなんですよ。コメント欄みると偏見がほんとすごくて。まず知ることが大事。鵜呑みにするんじゃなくて、「もっと調べてみよう」、「何でこんなことがおきるのだろう」、好奇心とでもいうんですかね、そういうものがあればいいと思います。

一 入管のことに限らず、LGBTや台湾有事についてだとか、一部のマスコミや政治家の言うとおりに考える人が多いよね。

問題の核心を見ようとしな。表面だけ見て、それで判断してしまっている。それが日本社会にまん延している感じがする。それと社会に関心も持たない人が多いでしょ。自分以外は無関心、自分の周りだけよければすべてよし、みたいな。入管問題をやっている大学生のサークルがあるけど、何にも知らない学生は、彼、彼女たちを「意識高い系」って見ちゃう。平和であるとか、人権であるとか、これまで意識しないで生きてこれたからなんでしょうかね。

一 最後に入国管理の問題について一言

入管は心があるのかな？ということですね。人間として扱ってくれないというか。このままでは、日本は外国人が嫌いな国と思われて、世界から取り残されちゃう。なぜ、あんな入管法を成立させた「すばらしい政治家たち」が生まれるんですか、私には参政権がないので、本当にどうかしてほしい。

大学で勉強がしたい、でも在留資格がない、日本に生まれ、日本で育った私が「留学ビザ」で、日本に住み続け大学に通う、こんなことありえない。何を基準にやっているんだろうなどと思う。

今回野党がつくった対案の入管法、これであれば在留資格のない子どもたちは救われます。非人道的な入管法ではなく、在留資格を与えて、たくさんの外国人が救われるようになってほしいと切実に思います。

植民地主義の払拭へー関東大震災・朝鮮人虐殺から 100 年

藤本泰成（フォーラム平和・人権・環境共同代表）

未曾有の被害、関東大震災

1923年9月1日、11時58分、相模湾北西部を震源とする最大震度7の大地震が、首都東京を中心に関東南部を襲い、死者105,000人とも言われる未曾有の被害をもたらしました。本震がM7.9、本震直後から2日の夕刻までに位置を変えながらM7以上の余震が5回続きました。被害規模から言えば史上最悪の地震と言えます。しかし、被害は地震に起因するものだけではありませんでした。

朝鮮人虐殺の実態

私たちは、この災害の混乱の中で多くの朝鮮人が、軍隊や警察、民間人によって組織された自警団によって殺害された事実を忘れてはなりません。内閣府に設置される中央防災会議の専門委員会が2008年3月に出した「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書」には、官庁記録による殺傷事件被害死者数として、朝鮮人約488人、中国人3人、日本人87人が挙げられています。

1925年に警視庁がまとめた「大正震災火災史」の「災害時殺傷事犯調査票」は、9月2日から9月5日までの東京都内の75件の殺傷事犯をまとめていますが、検挙された加害者数は291人、鳶口、斧、日本刀、竹槍や棍棒、猟銃などでの殺傷であり、ほとんどが一般人と考えられます。被害者は165人、そのうち事実概要に不逞鮮人・鮮人との記載があるのは27件です。また、軍隊においては、9月1日から5日まで軍関係の資料で20件の朝鮮人・中国人・日本人の虐殺が明らかになっています。朝鮮人との記載のあるのは14件、そのうち1件は朝鮮人と間違われた中国人200人が、また1件は日本人が1人虐殺された事件です。その数字も入れると、軍隊によって朝鮮人約257人が虐殺されたこととなります。

しかし、当時も含めて日本政府によって詳細な調査が行われた記録はありません。在日本関東地方罹災朝鮮同胞慰問班が震災後に調査し、12月5日に上海に置かれていた大韓民国臨時政府の機関紙「独立新聞」に掲載された虐殺犠牲者数は6,661人となっています。中央防災会議の報告書も、殺害された犠牲者数は死者105,000人の内の1%から数%（1,500人～7,500人）と記載しています。犠牲者数が確定できないのは、震災後から今日まできちんとした調査がなされなかったことに起因しています。震災から80年たった2003年8月に、日本弁護士連合会が日本政府に対して責任を認め謝罪し真相を調査するように勧告しましたが、日本政府は無視をしてみました。

植民地支配と急増する朝鮮半島出身労働者

欧米列強の圧力の下で、江戸幕府は鎖国政策をあらためて開国を選択せざるを得ませんでした。その結果、1867年に成立する明治新政府は、欧米諸国から強要された不平等条約の改定に苦しむこととなりました。そのような中で、鎖国政策をとっていた朝鮮に対して、1875年に首都漢城（現ソウル特別市）の入り口江華島付近に軍艦を派遣し軍事的圧力を以て、治外法権を認め無関税とした不平等な「日朝修好条規」の締結を強要しました。日本政府は、近代の入り口から欧米への憧憬とアジアへの差別意識を作り上げてきたと言えます。1910年の韓国併合による朝鮮半島の植民地支配開始、及び1931年の傀儡政権である満州国建国、日本は侵略戦争と植民地支配に邁進することとなります。

朝鮮半島出身者は、1910年の併合時から徐々に増えていきますが、1917年頃から急速に増大していきます。理由は、第一次大戦による日本資本主義の急速な発展による労働者不足と朝鮮での植民地支配の進展、特に土地調査事業による小作農民の増加によって生活困窮農民が増加したことにあります。1910年には2,600人程度であった在日朝鮮人は、1917年に22,218人、翌1918年には約12,000人増の34,082人で、大震災時には136,557人になっていました。同年の日本への渡航数が97,395人、朝鮮への帰国数が89,745人で、植民地支配の中で日朝間の人的交流は相当に活発であったことが分かります。

植民地であった朝鮮半島出身の労働者は、当時の東京府がまとめた報告書を見ると、日本人より低賃金、長時間労働、危険で過酷な労働に就いていたことが分かります。土木、炭鉱などの労働、女性は「女工哀史」や「あゝ野麦峠」でその過酷労働が描かれた紡績業が、主たる労働の現場であったと言えます。

朝鮮人虐殺は植民地におけるジェノサイド

急増する朝鮮人労働者と植民地支配の進展が、虐殺の背景にありました。中央防災会議の報告書は、「自然災害がこれほどの規模で人為的な殺傷行為を誘発した例は日本災害史上、他に確認できず、」と述べ、虐殺の原因に関して「広範な朝鮮人迫害の背景としては、当時、日本が朝鮮を支配し、その植民地支配に対する抵抗運動に直面して恐怖感を抱いていたことがあり、無理解と民族的な差別意識もあったと考えられる」と記載しています。1963年に朝鮮大学校が刊行した「関東大震災における朝鮮人虐殺の真相と実態」では、「階級闘争を激化させる社会主義者及

び民族解放闘争を昂揚させる朝鮮人への弾圧の機会を狙っていた日本の支配階級が、朝鮮人『暴動』の流言を捏造して宣伝し、それを根拠に戒厳令を敷き、軍隊、警察とその司令下の自警団によって社会主義者と大量の朝鮮人を虐殺した」とその原因について述べています。

「民族ジェノサイド」とも言える朝鮮人虐殺は、以下に示す複数の要因が絡まって起きたと言えます。

- ①朝鮮半島では、1919年3月1日に「三一独立運動」が起き、全国に広がった。日本政府は憲兵・巡査・軍隊を動員し力による徹底した弾圧を行い、朝鮮側の報告では死傷者約22,000人、逮捕者46,000人とも言われる被害があった。
- ②日本においても、朝鮮人留学生などを中心に独立への気運が高まっていた。
- ③メーデーにおいて、朝鮮人労働者と日本の労働運動との連帯が図られ、メーデーのスローガンに朝鮮独立が提起されるようになった。
- ④増加する低賃金の朝鮮人労働者への日本人労働者の反発、また、労働現場での朝鮮人労働者への差別が横行していた。

これは組織的に行われた

虐殺は、朝鮮人が襲撃してくるとか井戸に毒を流したとか、流言飛語が原因とする意見もありますが、それは事の本質を表してはいません。警察や軍の関与によるものであることが様々に明らかになっています。震災から2日後の9月3日の午前8時、「震災を利用して、朝鮮人が各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、(中略)鮮人の行動に対しては厳密なる取締を加えられたし」という電文が、海軍の船橋送信所から全国に打電されたことが分かっています。また様々な地域で警察官が自警団を扇動している事実もあります。保護を理由に、陸軍習志野捕虜収容所に集められた朝鮮人に対して、朝鮮語に達者な兵士を潜入させ選別し、一部の朝鮮人を自治体を通じて地域の自警団に渡し殺害させていた事実があります。現在、遺骨は移送され八千代市内の長福寺や観音寺に供養されています。このような事実は、植民地朝鮮半島への根強い差別感と半島における独立運動と日本政府による弾圧による混乱を日本国内に持ち込ませないとする権力の意志が、大きく関与していることを物語っています。中国人や日本人、社会主義者の犠牲者もありましたが、中国人や日本人は、朝鮮人と誤って殺害された場合が多く、社会主義者も朝鮮人との関係性が問題とされた意味で、関東大震災時の虐殺事件は、あくまでも朝鮮半島の植民地支配が原因であったと考えなくてはなりません。

無視する日本政府、歴史修正への動きも

この間日本政府は、朝鮮人に関するデマの発信や警察・軍隊による虐殺に関して「調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらない」という理由で「『遺憾の意』を表明する予定はない」という立場を表明してきました。前述した日弁連の勧告も無視したままです。

2017年以降、小池百合子東京都知事は、9月1日に行われる朝鮮人犠牲者追悼式への追悼文の送付を止めています。また東京都は、東京人権プラザにおける飯山由貴さんの企画展で上映予定だった映画『In-Mates』を、朝鮮人虐殺を扱っているとして上映を中止させました。都の職員は「東京都では、(日本人が朝鮮人を虐殺した事実)この歴史認識については言及していない」と主催団体に述べたとされています。

このような事象の背景には、いまだ存在する植民地主義と差別意識があります。外村大東京大学大学院教授は、朝日新聞紙上で、朝鮮人虐殺は「これはゆるぎない歴史の事実」であるとして、「虐殺の否定は先人への冒瀆」と述べ、「植民地時代から続く、日本人は韓国・朝鮮人より上に立つ存在だという言う意識が影響しているように思います」と、いまだ日本人がぬぐい切れない差別意識に言及しています。

植民地主義は、2001年の国連ダーバン宣言において「それは非難され、その再発は防止しなければならないことを確認する」とされています。

植民地主義を払拭するために

私たちは、これまでも在日朝鮮人に対する差別との闘いを、在日朝鮮人の皆さんとともに進めてきました。特に、朝鮮高校の授業料無償化からの排除、幼保無償化からの朝鮮幼稚園の排除、さらには朝鮮大学校の「学生支援緊急給付金」の制度からの排除など、在日朝鮮人の児童生徒などへの差別は解消できていません。日本は、1945年8月15日にポツダム宣言を受諾することで無条件降伏しました。しかし、日本の政治や社会は、敗戦後進駐したのが米軍であることなどから、戦争は米国に負けたと意識し、それまで持ち続けてきた欧米への憧憬とアジア差別を温存したままにしました。そのことが、植民地支配を総括することなく、植民地主義に基づく差別を温存することとなっているのではないのでしょうか。

今年、平和フォーラムがとりくんでいる「関東大震災100年朝鮮人虐殺犠牲者追悼と責任追及の行動」は、その植民地主義とそのことに起因する差別を払拭することが目標です。(ふじもと やすなり)

平和フォーラムパンフレット 近日発刊
『Q&A 関東大震災100年 朝鮮人虐殺問題を考える』

私たちは決してあきらめない～入管法改悪反対運動の今後に向けて

山岸素子（NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク理事・事務局長）

2023年6月9日、入管法改悪案が参議院本会議で可決、成立した。

移住連を含む STOP 長期収容市民ネットワークの7団体は、声明「決してあきらめない～入管法改悪案の可決成立を受けて」を発表した。

<https://migrants.jp/news/voice/20230613.html>

国会審議のなかで、次々と明らかになった現行の入管制度のブラックボックス、難民認定制度と収容制度のずさんな運用、それをさらに改悪し、難民申請中でも強制送還可能にするなど国際人権諸条約違反が指摘されている法案の可決成立が、難民申請者や在留資格のない外国人当事者に与える影響は甚大で、命に直結する問題である。国会審議では、立法事実も崩壊し、政府側の論戦は完全に破綻していたにもかかわらず、最後は与党と一部野党の数の力で強行採決された。この採決も民主主義を否定するものとして、到底容認することはできない。

排除ではなく共生を求める運動の広がり

一方で、改悪反対の運動のなかで、希望も見えてきた。移住連では、平和フォーラムにも協力いただき、「入管法改悪反対アクション 国会前シットイン」を衆議院および参議院での法案審議日に合わせて、4月14日～6月9日までの全18回開催した。



移民難民の支援者・団体だけでなく、一般市民、学生、労働組合、宗教団体などさまざまな立場の人たちが、難民や移民の命と尊厳を奪う今回の法案は決して通してはいけないという一人ひとりの強い意思で、連日100名～数百名集まっていた。また、移住連などが呼びかけた入管法改悪反対の署名には22万筆以上の賛同が集まった。そして法案が審議されていたこの短期間に、全国の130ヶ所以上で改悪反対を訴えるスタンディング、集会、デモが実施された。その中には、同じ場所での連日のスタンディングなどもあり、反対アクションの総数はとても把握できない。排除ではなく共生を求める運動の広がりや人々の連帯は、今回のとんでもない改悪法による制度的な暴力にも抗うことのできる希望である。

今回の改悪反対の運動のなかでも中心的な役割を担った団体の一つである反貧困ネットワークのスタッフでミャンマー出身のMさんは、現在は政府

のミャンマー出身者への緊急避難措置によって特定活動の在留資格が認められているものの、3回目の難民申請で不認定を受け、改悪法の影響を受ける当事者だ。国会前シットインに参加していた彼は法務委員会の強行採決の瞬間、大きな衝撃を受けて泣き崩れ、言葉を発することができなくなったものの、周囲の多くの人たちの励ましで気持ちを立て直し、翌日の本会議の可決の際には改悪法案に反対する大きな声をあげていた。

法案の可決成立後、収容や送還が厳しくなっていく兆候がすでに出てきており、当事者からの不安の声や支援団体や弁護士にも殺到し、全国各地の収容所訪問活動や、仮放免を支援している方々からも情報が寄せられている。

私たちができることは、今回の改悪法の成立によって送還されるのかもしれないという恐怖のなかで、さらに苦しんでいる当事者の人たちとこれからも共に励まし合って生きていくこと、当事者や支援者、弁護士らが孤立しないよう、お互いの支援の連携を強めて、実態として収容や送還をさせないという運動ではないだろうか。

真の法改正を求めた市民と野党の共闘を

もう一つの運動は、成立した法案が施行されるまでにある1年間で準備される運用面を監視しながら、同時に法案の廃止と真の法改正を求めていくことだろう。

今回の法案審議のなかでのもう一つの希望は、立憲民主党などの4会派が参議院に提出した野党対案の「難民等保護法案」「入管法改正案」が、参議院の法務委員会で、政府法案と並んで審議されたことだ。野党対案は、入管庁から独立した第三者機関による適正な難民保護制度と在留特別許可による真に保護すべき外国人への救済拡大、収容制度では、全件収容主義の撤廃を謳い、司法審査を取り入れ、収容の上限を定めるなど、いずれも国際基準に則った法制度設計となっており、政府の改悪案とは、理念もしくは180度違う。2021年、2022年の国会にも提出された野党案が、今国会で初めて審議されたことは、私たちが求める真の法改正に向けた大きな前進ではないだろうか。

今回、参議院に野党案を提出し、連日国会内外で闘って下さった野党の議員さんたちもシットインに駆けつけて「これからは本当の勝負。頑張りましょう」と確認し合った。審議が参議院に入ってから、野党と市民の確かな連帯を感じた。政府の改悪法の廃止と真の法改正をめざした野党と市民の共闘も継続していきたい。（やまぎし もとこ）

- ③ 1号機と2号機の使用済み核燃料の取り出しについて、その保管のための乾式保管施設の設置のためにタンクの撤去が必要と説明している。
 - ・現在の使用済み核燃料の保管庫にはスペースがあり、そこを利用することで新たな乾式保管庫の設置の必要性はない。
 - ・タンクの増設については、「設置するスペースもなく、処理水処分（海洋放出）は避けられない」と繰り返している。
 - ・長期の陸上保管は、「長期にわたる保管は、処理水が漏れ出すリスクが大きい」「海洋放出よりも、長期保管するリスクの方がより大きい」と説明している。
- ② デブリの取り出しに関して東電は、「作業施設・設備とデブリの一時保管施設・設備の建設が必要。取り出す環境を整備しないと前に進まない」とタンクの撤去の必要性を強調。
 - ・デブリの一時保管のために、タンクの撤去を急ぐ必要はない。
- ③ 1号機と2号機の使用済み核燃料の取り出しについて、その保管のための乾式保管施設の設置のためにタンクの撤去が必要と説明している。
 - ・現在の使用済み核燃料の保管庫にはスペースがあり、そこを利用することで新たな乾式保管庫の設置の必要性はない。

(3) 「処理水」の海洋放出を巡る状況

- ① 国は、「処理水の海洋放出の」実施については、今年春から夏頃とするスケジュールを変えていない。さらに、放出開始は、国の判断で決定するとしている。
- ② 東電は、敷地内で、放出予定濃度の「ALPS 処理水」を使ってヒラメや貝類、海藻類の養殖を行い、安全性のアピールを行っている。
- ③ 経産省・復興庁・東電は、「国民の理解」を醸成させるためとして、「海洋放出の安全性」に関するPR活動を展開している。（学校・子どもを通じたチラシ配布、テレビCM、新聞広告、新聞折込、ホームページでの動画配信等）

(4) 汚染水の発生抑制と「処理水」の処分問題

- ① 福島第一原発で大量に発生する「汚染水」の正体は・・・
建屋に流れ込む大量の地下水と雨水が、燃料デブリに直接接触し、高濃度に多核種の放射性物質に汚染された水。（デブリ冷却のために循環させているが、大量に汚染水が発生するので、ALPSを通した後にタンクに保管されている）
- ② ALPSで、トリチウム以外の多核種を除去し、「トリチウム水」として保管しているというが、「処理水」の7割には、トリチウム以外の62の放射性核種が排出基準を上回る濃度で含まれて、安全に関す

る規制基準を満たしていない水である。「トリチウム水」は、稼働原発でも発生し、海洋放出していると説明しているが、「ALPS 処理水」は、稼働原発で排出される「トリチウム水」と「同じ」として扱うことはできない。

- ③ 漁業関係者との約束も反故にし、最終判断は岸田首相が下す？
 - 1) 県漁連をはじめ漁業関係者と国及び東電の間で、「(ALPS 処理水は) 関係者の理解なしにはいかなる処分もしない」との約束が文書で行われている。
 - * 2015年に漁業関係者は、地下水ドレン・サブドレンからの地下水海洋放出は、廃炉を進めるために苦渋の選択として認めた。もし、そこに汚染水が混じった場合は、海洋放出をせずタンクに保管すること、ALPS 処理水は、理解なしには処分をしないことを約束した。
 - 2) 国と東電は、この約束をも破って海洋放出を強行しようとしている。原発事故で発生した放射性物質を、再び故意に自然界に放出することは認められない

(5) 放出準備が整ったとしても、海洋放出は許さない

- ① 6月上旬には海底トンネルを海水で満たし、シールドマシンの撤去を行って放出設備の工事が完成。
- ② 東電は、6月12日より、処理水の希釈と放出を想定した設備の試運転を開始した。
- ③ 6月28日から原子力規制委員会による、放出設備の最終検査が行われた。
- ④ 6月4日にはIAEAが、「放出計画は国際的な安全基準に合致する」「人や環境への放射線の影響は無視できるほどごくわずか」と評価する、最終の包括報告書を公表した。
- ⑤ そして、7月7日に原子力規制委員会は、東電に対し、検査の合格素示す「終了証」を交付した。
これで、海洋放出の準備が整えられた。
- ⑥ 県漁連をはじめ、漁業関係者は、海洋放出反対の姿勢はいささかも変えていない。風評被害補償の問題ではなく、福島県で漁業を継続することを抵抗の証しとして反対を貫いている。世論も、まだ理解が不十分であり、風評被害の懸念が大きい。30年、40年何の事故もトラブルもなく放出が行われることに確信は持てない。風評は常に付きまとう。こういった中で、海洋放出を「良し」と理解することはできない。
- ⑦ 現在、政府・東京電力の「安全PR」等の主張を検証するとともに、反対の声を発信し、そのことをつうじて海洋放出をストップさせるために、「ミライノウミプロジェクト」を立ち上げました。多くの人に見ていただき、一緒に声をあげていきたいと思えます。 <https://mirainoumi.info/>（つのだまさし）